

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、避難路に面した危険なブロック塀等の除去を支援することを目的として行う、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1）危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 補強コンクリートブロック造で、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀

イ 組積造で、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀

（2）避難路 住宅から避難場所へ通じる道をいう。

（3）建替え 危険ブロック塀等を除却し、除却後に塀等を設置することをいう。

（4）除却等工事 除却工事及び建替え工事をいう。

（補助の要件）

第3条 補助金の交付対象者は、以下の各号全てに該当する危険ブロック塀等を所有する者のうち、当該危険ブロック塀等の除却等工事を行う者とする。

（1）避難路（所有者以外が通らないもの及び塀との間に幅90cmを超える水路があるものは除く。）に面するもの。

（2）住宅（共同住宅や長屋を含む。併用住宅の場合は住宅の用途が過半であるもの。また、不動産売却予定でないもの。）に附属するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第5条に規定する交付申請をすることができない。

（1）本市の市税を滞納している者

（2）当該除却等工事について、国又は地方公共団体の他の補助金の交付を受けている者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有すると認められる者

（5）前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

3 本補助金の交付は、当該危険ブロック塀等が附属する住宅一戸につき一度限りとする。

（補助金の額）

第4条 危険ブロック塀等の除却1件当たりの補助金の額は、除却工事に要する費用（調査、設計、工事管理に要する費用及び除却工事に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は危険ブロック塀等の長さ1メートルあたり10万円を乗じた額のうち低い額の3分の2とし、12万円を限度とする。

2 前項の除却後に行う塀の設置1件当たりの補助金の額は、設置工事に要する費用（調査、設計、工事管理に要する費用及び設置工事に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は危険ブロック塀等の長さ1メートルあたり10万円を乗じた額のうち低い額の3分の2とし、6万円を限度とする。

3 前2項及び前項各号の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数がある場合

は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付申請書（様式第1号）に、市長が別に定める書類を添えて、除却等工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の受領について、除却等工事を行う事業者に委任することができる。この場合において、申請者は、補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第2号）を前項に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった時は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定をするときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金変更交付申請書（様式第4号）に第5条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があり、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業計画の変更を承認したときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業計画の中止)

第8条 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付決定日以降において、補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金中止届（様式第6号）により、市長に届出なければならない。

(状況報告等)

第9条 市長は、必要に応じて補助事業者に報告を求め、又は職員に当該事業計画に係る工事箇所等に立ち入り調査をさせることができる。

(補助事業遂行に関する指示)

第10条 市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、除却等工事が完了したときは、遅滞なく富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）実績報告書（様式第7号）に、市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条に規定する通知の後において交付する。

(手続きの特例)

第14条 補助事業者は、規則第19条の規定により、規則第11条の規定による事業計画の変更等の承認の申請、規則第12条に規定する実績報告を併合することができる。この場合において、補助金変更交付申請兼実績報告書(様式第9号)に第5条に掲げる書類のうち変更に係る書類及び第11条に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、変更を承認し、補助金の額の確定をしたときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業(ブロック塀)補助金変更交付決定通知兼補助金額確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、又は変更することができる。

(1) 第8条の規定による中止届が提出されたとき。

(2) 補助金の交付決定日以降において、第3条第2項に該当する者になったとき。

(3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

(4) 補助金の交付決定年度の3月末日までに実績報告書の提出がなされないとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取消した時は、申請者に富山市木造住宅耐震改修等支援事業(ブロック塀)補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 補強コンクリートブロック造の塀の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m 以下
2 厚さ	(高さ 2m 以下の場合) 10cm 以上 (高さ 2m 超 2.2m 以下の場合) 15 cm 以上
3 控え壁	(高さ 1.2m 超の場合) 長さ 3.4m 以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	(高さ 1.2m 超の場合) 30cm 以上
6 劣化状況	著しい傾き (1/100 以上) やひび割れ (幅 1.0mm 以上) がない
7 鉄筋の有無	内部に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 以下の間隔で配筋されている
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている

別表第2 組積造の塀の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m 以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上
3 控え壁	塀の長さ 4m 以下ごとに、厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	20cm 以上
6 劣化状況	著しい傾き (1/100 以上) やひび割れ (幅 1.0mm 以上) がない

様式第1号（第5条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）
補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の交付を受けたいので、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次の通り申請します。

なお、申請を行うにあたり、市長が申請者の市税の課税・納税状況について調査し補助金の交付の決定に必要な情報を得ることに、同意します。

記

交付申請額 金 円

補助金の代理受領の委任状及び同意書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者委任します。

記

会社名		
代表者名	印	
所在地		
振込先	金融機関名	
	店名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	
私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第5条第2項の規定による補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。		

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）
補助金交付決定通知書

富山市指令 第 年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金については、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 補助事業等の目的及び内容

危険ブロック塀等の建替え（除却）工事に要する費用の一部を補助する。

3 補助金の交付

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱（以下、「要綱」とする。）第7条の規定により事業計画の変更申請を行うこと。ただし、要綱第15条の規定による軽微な変更該当する場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止する場合には、要綱第8条の規定により事業計画の中止届を提出すること。

（裏面へ続く）

4 交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が富山市補助金等交付規則第15条のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- (1) 要綱第8条の規定による中止届が提出されたとき。
- (2) 補助金の交付決定日以降において、要綱第3条第2項各号に該当する者になったとき。
- (3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- (4) 補助金の交付決定年度の3月末日までに実績報告書の提出がなされないとき。

様式第4号（第7条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）
補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

様式第5号（第7条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金変更交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の事業計画の変更等については承認しましたので、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第6号（第8条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金中止届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の事業計画について、事業を中止したいので、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）
実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金について、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第11条の規定により、事業の実績を報告します。

記

1 添付書類 別添のとおり

2 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店
預金種目	普通・当座・（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※申請者が連名の場合又は本人口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。
本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所 _____
氏名 _____

様式第9号（第12条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金額確定通知書

富山市指令 第 年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定した富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金については、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金
変更交付申請兼実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）第11条の規定により、次のとおり申請し、事業の実績を併せて報告します。

記

1 変更前交付申請額 金 円

変更後交付申請額 金 円

2 変更の内容

3 添付書類 別添のとおり

4 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店
預金種目	普通・当座・（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※申請者が連名の場合又は本人口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。
本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所 _____
氏名 _____

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）
補助金変更交付決定兼額確定通知書

富山市指令 第 年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第12条の規定により、年 月 日付け富山市指令 第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付し、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 補助金変更交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

様式第11号（第14条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付決定取消し通知書

富山市指令 第 年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金について補助金の交付決定を取り消しましたので、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第14条の規定により通知します。